

分担金・拠出金の名称	国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)		評価	A
拠出先の国際機関名	国際移住機関(IOM)			
国際機関の概要	1. 1951年、欧米及び中南米の諸国は、ブラッセルにおいて移住会議を開催し、「暫定欧州移民移動政府間委員会」(現在のIOMの前身)を設立した。同委員会は、1952年には欧州移住政府間委員会(ICEM)と改称され、1953年10月19日に欧州移住政府間委員会憲章が採択された(1954年11月30日発効)。同委員会は、その活動範囲を全世界へ広げるとともに、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになった。 2. 1987年5月20日に欧州移住政府間委員会憲章の改正が採択された(1989年11月14日発効)。この改正により、同委員会の名称は、国際移住機関(IOM)と改められ、また、憲章の名称も国際移住機関憲章となり現在に至っている。なお、IOMは移民、難民、国内避難民等について、組織的な輸送、移住サービスの提供を行っている。			
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標			達成状況	
1. (1) 成果目標:我が国は、アジアの主要国として人権外交を推進してきているところ、国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定住による難民の受入れを実施することによって、アジア地域における長期化する難民問題の恒久的な解決に資する。 活動指標:第三国定住事業のうち、受け入れ予定の難民に対する入国前の現地での健康診断、生活オリエンテーション、日本語教育、渡航支援等、我が国到着までの支援を実施。			・平成26年1月24日付け閣議了解に基づく難民対策連絡調整会議決定により、受け入れる難民に対する入国前の支援を、深い経験と知見を有するIOMに委託することが規定されている。 ・健康診断は、本邦への入国可能性(結核等の罹患は、出入国管理及び難民認定法上、上陸拒否事由に当たる。)や我が国における自立可能性を明らかにする目的があるため、受入れ難民の選考作業の一部として実施。渡航費用は本邦までの渡航実費及びその手続費用。生活オリエンテーション及び日本語教育は、渡航中の安全をはかり、かつ、難民が我が国で問題なく一般社会生活を開始するにあたり必要となる安全面や日本の法令等の最低限必要な情報を提供するためのものであり、本邦入国後の定住支援プログラムの効果を高めるものであることから、第三国定住事業に必須のものとして実施している。 ・平成26年度は、政府が決定した受け入れ候補者28人に対して健康診断を実施し、その後、政府が受け入れを決定した23人に対し出国前研修として、生活オリエンテーション及び日本語教育を実施した。最終的に23人に対して渡航支援をし、実際に来日に至った。 ・既に我が国に定住している第三国定住難民の暮らしぶりを踏まえ、外務省とIOM駐日事務所の協議において平成26年度の出国前研修の内容につき一部改善を指示したところ、直ちに適切な改善がなされ、タイ事務所により研修が実施された。	
(2) 成果目標:IOMの意思決定における我が国のプレゼンスを確保する。 活動指標:IOMトップを含めた幹部の我が方との情報交換・意見交換、IOMの意思決定機関における我が国立場表明機会の確保・維持			・トップであるスウィング事務局長は2008年の就任以来毎年訪日し(計8回)、政務レベル及び外務省幹部と政策的に協議するなど、非常に緊密な関係を構築。同事務局長は本年は既に計2回(2月及び3月)訪日し、我が国支援に対する謝意表明とIOMの活動報告を行っている。 ・IOMの最高意思決定機関である総会(年一回)に我が国は主要ドナーとして常に出席し、ステートメント、決定承認プロセスへの参加等により我が国のプレゼンスを積極的に確保。年二回行われるプログラムと予算に関する常設委員会(SCPF)会合(年二回)においても我が国の意向を表明。	
(3) 成果目標:IOMへの拠出を通じて、人道支援分野における我が国の意見を反映する。また、IOMが適切な組織・財政マネジメントを行う。 活動指標:人道支援分野における我が国の貢献に関する広報、組織としての財政マネジメント			・我が国支援により実現したプロジェクトについて、IOMは現地及びHP上で積極的に広報を実施(記者会見等を含む)。 ・IOMの活動が拡大する中(1996年→2013年、加盟国数3倍、事務所数約3倍)、IOMはジュネーブ本部機能の一部を(コストがより安い)パナマやフィリピンに移転する等の機構改革による経費削減に最大の努力。	
(4) 成果目標:IOMにおける邦人職員増強を図る。 活動指標:IOMにおける日本人職員数の増加、邦人職員増強に向けたIOMの取組、邦人職員活躍の機会の提供。			・邦人職員数は過去5年間で61%増(2008年13名→2012年21名)であり、スウィング事務局長(2008-)が特に邦人職員の増強に力を入れていることの成果。 ・邦人幹部職員は計4名(太平洋地域担当事務局長顧問(D-1)、法務部チーフ(P-4)、地域事務所スペシャリスト(P-4)、本部事業対応部シェルター担当官(P-4))。 ・IOMに派遣したJPOは、JPO終了後ほぼ全員がIOM内のポストを獲得。 ・ネパール地震発生(本年4月)の際は、IOMを通じた我が国拠出による案件形成・実施のためIOM本部から邦人職員が派遣され、我が国がネパールに対し切れ目のない支援を行うためのきめ細かな調整に当たった。更に官民連携分野においては、アフリカにおける人道支援等に際し、邦人職員の調整により我が国民間企業との連携案件が実現。	
2. PDCAサイクルの確保			①計画段階(Plan):我が国の閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定等に規定の支援内容に基づき予算要求 ②実施段階(Do):IOMタイ事務所、駐日事務所で実施。モニタリング(駐日事務所を通じた報告) ③評価段階(Check):最終報告書を踏まえ外務省が確認・評価 ④フォローアップ(Act):IOM側幹部訪日や、外務省とIOM駐日事務所の間の個別協議を通じて、問題点の指摘やより難民の状況に則した適切な事業への改善等を検討・指示	
担当課・室名	総合外交政策局人権人道課			